

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県農業研究開発センター及び奈良県病虫害防除所の項及び別表第二なら食と農の魅力創造国際大学校の項中「橿原市四条町」を「桜井市大字池之内」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年九月一日から施行する。